

第51回衆議院議員総選挙及び 第27回最高裁判所裁判官国民審査

衆議院の解散による総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査についてお知らせします。
問い合わせ 選挙管理委員会事務局
内線5511、㈹(50)8425

選挙に関する問い合わせは
藤沢市コンタクトセンター

☎ (25) 1111

午前8時～午後9時(年中無休)

投票日 2月8日(日)

投票時間 午前7時～午後8時

投票日当日は、指定された投票所のみで投票できます。指定の投票所は投票所入場整理券や市の印から確認できます。

投票所入場整理券の送達が遅れています

投票所入場整理券をお持ちでない場合でも、本市で投票できる資格があることが確認できれば、各期日前投票所または投票日当日に指定の投票所で投票できます。本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)をお持ちのうえ、各投票所の受付にお申し出ください。



投票は3つあります

- 衆議院小選挙区選出議員選挙
- 衆議院比例代表選出議員選挙
- 最高裁判所裁判官国民審査

本市で投票できる方

日本国民で、年齢が満18歳(2008年2月9日までに生まれた方)以上かつ、2025年10月26日までに本市に住民登録の届出をし、その後、引き続き本市に住民登録がある方
※本市から転出された方は、届出の状況により異なりますので、市の印をご覧いただけ、お問い合わせください

期日前投票

投票日当日、仕事やレジャー、病気などで投票所に行くことができない方は、次のとおり期日前投票ができます。

2月7日(土)まで(午前8時30分～午後8時)

- 市役所本庁舎1階市民ラウンジ ●鵠沼市民センター
- 辻堂市民センター ●明治市民センター ●善行市民センター
- 湘南台市民センター ●長後市民センター ●御所見市民センター

2月6日(金)・7日(土)(午前8時30分～午後8時)

- 市役所分庁舎1階ロビー

不在者投票

投票日の投票・期日前投票ができない場合でも、一定の要件を満たす方は不在者投票ができます。利用には事前の手続きが必要です。

市外に長期滞在中の場合

長期出張や旅行、出産・介護により一時的に実家に戻っているなどの理由で、市外に滞在していて本市で投票できない方は、滞在先の市町村で不在者投票ができます。

指定病院などに入院・入所中の場合

都道府県の選挙管理委員会の指定を受けた病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している方は、その施設内で不在者投票ができます。

※状況によって今回の選挙で手続きが間に合わない場合があります。

詳細はお問い合わせください

選挙公報・審査公報

2月4日(水)予定の朝刊に折り込みでお届けするほか、市民センターなどの市施設や市内の主要な駅、郵便局などで配架しています。郵送を希望する方は、市の印の「電子申請」から申し込むか、お問い合わせください。

開票

投票日当日、秋葉台文化体育館で午後9時15分から開始します。市内在住の選挙権を有する方はどなたでも参観できます。

すべての有権者に安心して投票していただくために



投票にあたってお手伝いが必要な場合は、投票所の係員にお申し出ください

視覚に障がいがある方へ

点字投票を行うことができます。点字器や老眼鏡、拡大鏡のほか、投票用紙の記入枠を型取った補助具などを用意していますので、必要な方は投票所の係員にお申し出ください。

ご自分で記入することが困難な方へ

投票所の係員が代筆する「代理投票制度」を利用できます。希望する方は投票所の係員にお申し出ください。

※付き添いのご家族の方などが代筆することはできません

その他

○投票所の係員に口頭で伝えることが難しい場合は、事前に市の印の選挙管理委員会のページからダウンロードした「投票支援カード」にご記入のうえ、投票所の係員にお渡しください。

○言葉でのコミュニケーションに支障がある方は、投票所にコミュニケーションボードをご用意していますので、投票所の係員にお申し出ください。

市の印の選挙管理委員会のページをご覧ください

選挙に関する案内の確認や、各種申請書・請求書をダウンロードすることができます。また、投票日の午前10時から開票確定まで、投開票速報をご覧いただけます。

